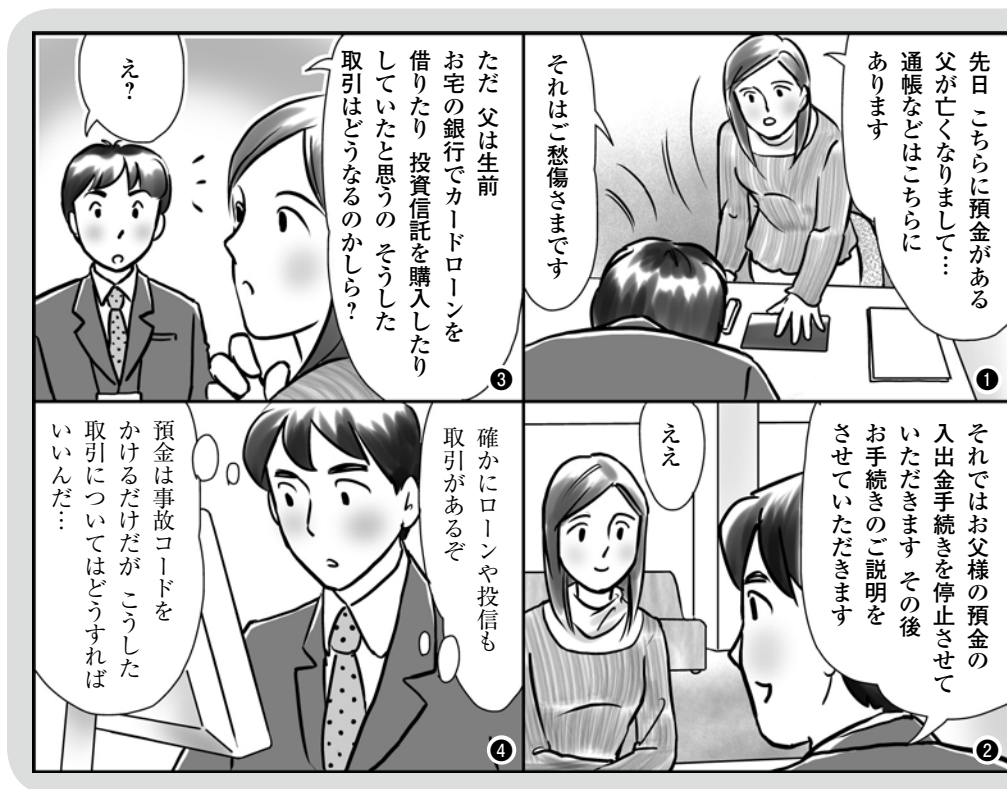


CASE 3

預金者に普通預金以外の取引があったらどう対応するの？



本

ケースのように、被相続人に預金以外の取引もある場合、どのように対応すればよいでしょうか。親族等からの連絡や報道によって預金者本人が死亡した事実を知った際に、投資信託の取引がある場合には、預金取引と同様に投資信託口座を凍結します。

これに伴い、積立型の投資商品も契約している際には払込みを停止します。

そのうえで、相続関係書類を受領し、事実確認を行います。所定の確認をもって正当な相続人と認められた場合、相続人の希望に沿って対応します。一般的には、投資信託の受益者（すなわち契約者・保有者）が死亡し、相続人が解約を希望した場合は、解約できない「クローズド期間」内でも応諾します。

よって、解約を申し出た時点の被相続人の投資信託価額に依りて、投資信託口座を解約し、相続人に払い戻すことが平均的です。投資信託の解約・払戻時には、通常の換金取引と同様の日数を要し

ます。詳細は個別商品により異なりますが、一般的に図表に挙げた日数がかかります。

一方で、一部の金融機関では投資信託口座について「同一金融機関の相続人投資信託口座への移管をもって解約に依りて」。それ以外では「応じられない」といった取扱いもみられます。相続人等への説明に先行して、内部ルールを参照願います。

保険会社の窓口を紹介し 受取人による連絡を依頼

保険商品に関係する取引がある場合、慎重な対応が必要です。保険金は、契約者から指定された受取人の固有財産であり、分割協議の対象となる遺産には含まれません。よって、たとえ法定相続人であっても、受取人以外に保険契約の内容等を開示することはできません。

保険商品の提供にあたっての金融機関の位置付けは、販売代理店になります。このため、行職員が受取人に保険請求意思を表示され